**都市計画施設等区域内の建築許可（都市計画法第53条第１項）申請の手引き**

次に揚げる区域内で建築物を建築する方は、都市計画法第53条第１項の規定により、建築確認申請前に横須賀市長の許可を受ける必要があります。

（事業認可区域内では、この手続きではなく都市計画法第65条第１項の許可申請になります。）

（１） 都市計画道路や都市計画公園等の都市計画施設

（２） 衣笠駅南土地区画整理事業

１　必　要　書　類

　　許可申請に必要な書類は、次のとおりです。　正副２部 　都市計画課へご提出ください。

　　　※建築基準法第85条第６項に基づき特定行政庁の許可を受けた仮設建築物については、

★の項目のみを正副２部ご提出ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項目 | 備考 | 縮尺 |
| １ | 許可申請書（★） | 都市計画法第53条第１項の許可申請書  申請者の住所氏名は、住民票または商業登記簿によるものを記載してください。 |  |
| ２ | 委　任　状（★） | 届出者の印が入ったもの（代理人が申請する場合） |  |
| ３ | 位　置　図（★） | 方位、申請区域（赤枠表示）、道路及び目標となる土地建物等（駅、公共建物、河川等）がわかる地形図 | 1/2500以上 |
| ４ | 公図の写し | 直近のものとし、申請区域を明示したもの |  |
| ５ | 建築物の配置図（★） | 方位、敷地境界線、建築物の位置、敷地に接する道路、都市計画施設等の区域を表示したもの  都市計画道路等の区域については事前に都市計画課へ相談いただき、位置の確定をしていただく必要があります。 | 1/500以上 |
| ６ | 建築敷地の求積図 |  | 1/600以上 |
| ７ | 建築物の各階平面図 | 建築物の構造、用途、建築面積、各階床面積、延床面積を記載し、増改築の場合は、その部分がわかるもの | 1/200以上 |
| ８ | 建築物の立面図 | ２面以上で最高高さを表示し、増改築行為の場合は、その部分がわかるもの | 1/200以上 |
| ９ | 建築物の断面図（★） | ２面以上の断面図 | 1/200以上 |
| 10 | 建築物の構造図  （矩計図） | 主要構造部の材質等がわかるもの  やむを得ず添付できない場合は、断面図に主要構造部の材質等を記入してください。 | 1/200以上 |
| 11 | そ　の　他（★）  （線引き図面等） | 許可にあたり確認すべき事項を記載した図書等  都市計画道路等の区域内での建築行為の場合は、事前に都市計画道路線等の位置確認を行った図面を添付してください。 |  |
| 12 | 建築基準法第85条  第６項許可書の写し（★） | 仮設建築物の場合のみ添付 |  |

２　許可の標準処理期間

　　申請書を受理した日の翌日から起算して15日以内（休日、祭日等は含みません。）が標準です。

３　許　可　基　準

　　許可の基準は、次のとおりです。

都市計画施設等の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可の基準（抜粋）

**第２条**　都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築する建築物は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

(１) 次のいずれかに該当する建築物であること。

　　ア　都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合している建築物

　　イ　建築物の構造が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転又は除去できるもの

　　 (ア) 階数が３以下であること。

　　 (イ) 地階を有しないこと。ただし、地階の階数を１とした附属建築物の自動車車庫

　　　　又は自転車の駐車のための施設で、当該附属建築物のうち、都市計画施設の区域

　　　　又は市街地開発事業の施行区域内に存する部分の床面積の合計が15平方メートル

　　　　以下で、かつ、主要な用途の建築物と構造が一体でないものは、この限りでな

　　　　い。

　　 (ウ) 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第 201号）第２条第５号に規定する主

　　　　要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類

　　　　する構造であること。ただし、衣笠駅南土地区画整理事業の区域内で建築する建

　　　　築物（都市計画施設の区域内で建築するものを除く。）、（イ）ただし書の附属

　　　　建築物及び建築基準法第85条第６項に基づき特定行政庁の許可を受けた仮設建築

　　　　物はこの限りでない。

　　ウ　隧道上部の土地その他これに類する土地内で建築する場合は、当該都市計画施設の施行に障害を及ぼすおそれがない建築物であると市長が認めたもの

　　エ　都市計画法第29条第１項第３号に規定する建築物及び神奈川県又は本市が建築する建築物並びにこれらに類すると認められる建築物で、かつ、都市計画施設又は市街地開発事業の施行に障害を及ぼすおそれがない建築物であると市長が認めたもの

(２) 都市計画施設又は市街地開発事業に関する事業の実施計画が定まっている区域内及び当該区域内における事業の実施に支障を及ぼすおそれがある建築物と市長が認めたものでないこと。

【お問合せ及び申請先】

〒238－8550　横須賀市小川町11番地

横須賀市 都市部 都市計画課 TEL：046(822)8355

<申請書ダウンロード> http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4805/shoshiki/4805.html